

外国為替取引約款 新旧対照表

(下線部分変更)

現 行	改 正
<p>(期限の利益喪失)</p> <p>第11条 (省 略)</p> <p>1～6 (省 略)</p> <p><u>7 お客様が第14条の通知に対し異議を申立て、申立て後30日以内に異議を撤回しない場合</u></p> <p><u>8～9 (省 略)</u></p> <p>(約款の変更)</p> <p>第14条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他当社が合理的理由に基づき必要と認めるときは改訂されることがあります。<u>この場合、当社はその変更事項のうち、その内容が重大なものについてはあらかじめお客様に通知することとし、お客様から所定の期日までに異議の申立てがないときは、その変更事項に同意したものととして取扱います。</u></p> <p>附 則 この約款は、<u>平成24年</u>4月1日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(期限の利益喪失)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>1～6 (現行どおり)</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p><u>7～8</u> (現行どおり)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第14条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>附 則 この約款は、<u>2020年</u>4月1日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>